

# 町議会 9月 定例会

平成11年度

## 一般会計 特別会計 決算認定

横越町議会9月定例会が、9月20日から28日の9日間の会期で開催されました。  
初日には、一般質問に5名の議員が立ち、学校給食米への地場産米使用、開発行為のもたらす住環境への影響、他市町村との職員交流、青少年健全育成の取り組み、中学校校舎改築計画などについて町長に質問しました。

続いて、平成12年度一般会計補正予算や町道路線の認定、新潟地域広域市町村圏協議会規約の変更などの議案が可決。また、21日から25日まで、現地調査を含めて決算審査特別委員会が開かれ、平成11年度一般会計・特別会計・水道会計のそれぞれの決算について審査。26日は各常任委員会付託案件が審議され、最終日の28日、平成11年度

一般会計決算や特別会計決算など6件について認定され、閉会しました。

### おもな議案

- 平成12年度一般会計補正予算(第3号)  
補正のおもなものは、児童手当就学前特例給付1、430万円、園芸振興費複合部門導入支援事業補助金229万円、役場

前及び町道211号線県道交差点信号機塗装工事100万円などを追加、小学校工事請負費110万円などを減額しました。  
■平成11年度一般会計決算(11月号に掲載予定)  
■平成11年度国民健康保険をはじめ老人保健、下水道事業、家畜診療所の各特別会計決算、水道事業会計決算(11月号に掲載予定)

■教育委員会委員の任命について  
仲村 正 氏(二本木 69歳)  
中川 得美氏(小 杉 70歳)  
■人権擁護委員の推薦について  
大竹眞理子氏(二本木 51歳)



## 祝 長寿 今年の75歳以上の対象者は967名



9月15日、町内6会場で敬老会が開催されました。  
今年の対象者(呼び75歳以上、大正15年12月31日以前に生まれ)は967名。  
二本木会場は、今年2月にオープンした二本木地区コミュニティセンターで初めて敬老会が行われ、50名ほどが出席。はじめに谷井自治会長から「敗戦から55年。日本の経済成長に汗を流してきた皆さん、大

変ご苦労さまでした」とのあいさつに続き、浅見町長から「皆さんはこれまでご苦労されて社会を作ってきました。少子高齢化を迎え、町では皆さんの幸せな長寿を願い、みんなで支え合わなければなりません」とお祝いの言葉があり、町や社会福祉協議会から記念品が贈られました。これに対し出席者を代表して原清衛さんから「心温まる催しに感謝します。今後ともひと

りひとり健康に留意し、交通安全に努め、元気に過ごしていきたいと思います」と感謝の気持ち述べられました。  
その後、料理を味わいながら、婦人会による民謡や地元有志による三味線、折りたたみステッキなどが当たるお楽しみ抽選会などいろいろなお楽しみ抽選会を楽しみ、にぎやかな雰囲気の中で長寿を祝いました。

### ご厚志に感謝

(南横山寝具店様(会長 横山重次さん)より、敬老会開催の記

### にせ税務職員にご注意を!

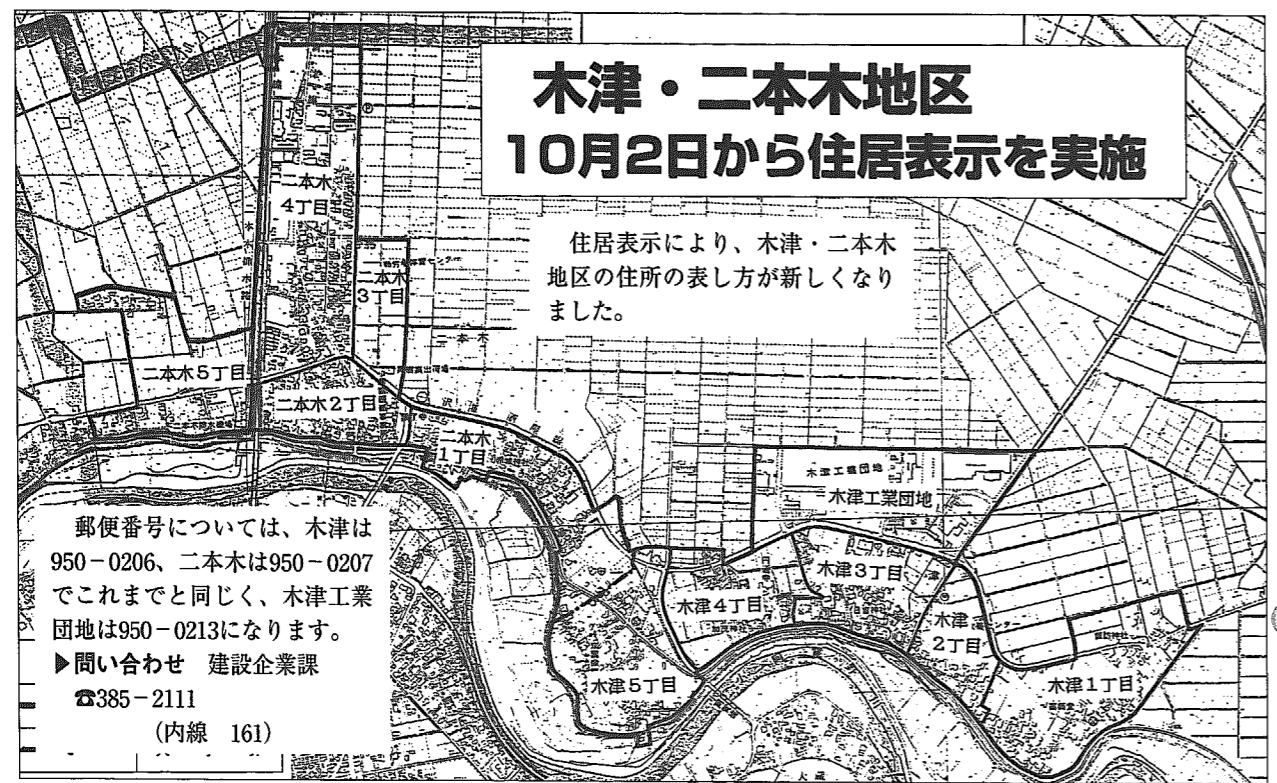
国税職員でない者が、税務職員による税務調査と称して、個人的な情報を聞き出そうとしたり、現金等の資産を確認したりする場合がありますので、ご注意ください。



国税職員は、顔写真を貼付した身分証明書を持っていますので、提示を求め確認するほか、不審な点がありましたら、その場で税務署または国税局にお問い合わせください。  
▼新潟税務署  
☎229-2151  
▼関東信越国税局  
☎048-600-3111

念品として座布団50枚の寄贈が町社会福祉協議会にありました。大変ありがとうございました。

## 木津・二本木地区 10月2日から住居表示を実施



住居表示により、木津・二本木地区の住所の表し方が新しくなりました。

郵便番号については、木津は950-0206、二本木は950-0207でこれまでと同じく、木津工業団地は950-0213になります。  
▶問い合わせ 建設企業課  
☎385-2111 (内線 161)

## 平成12年度共同募金目標額 260万7,000円

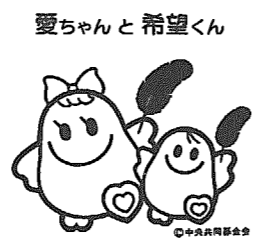
みなさんのご協力をお願いします

### 赤い羽根共同募金

10月1日から全国一斉に、赤い羽根共同募金運動が始まりました。今年で54回目を迎えました。今年目標額は、赤い羽根募金の205万7千円と歳末たすけあい募金の55万円を合わせて260万7千円となりました。後日、各地区区長さん、隣組

10月1日～12月31日

長さんを通じて、皆さまに共同募金のご協力をお願いに伺いますので、よろしくお願ひします。  
共同募金会横越町分会



### 10月は 土地月間

#### 土地取引を 行ったら!

国土利用計画法第23条第1項の規定により、大規模な土地について売買等の取引をした場合は、土地の権利取得者(売買の場合は買主)は、土地の利用目的、取引価格等を契約締結後2週間以内に土地の所在する市役所または町村役場を通じて県知事に届け出る必要があります。

#### 大規模な土地取引を行ったら

#### 2週間以内に届出を

- ▼届出の必要な土地売買等の面積要件
- ・市街化区域 2千㎡以上
- ・市街化区域以外 5千㎡以上
- ・都市計画区域外 1万㎡以上

#### 届出を行って!

県知事は、適正かつ合理的な土地利用を図るため、届出のある土地の利用目的に関し必要な助言・勧告等を行う場合があります。

#### 届出を しなかつたら!

次の場合には、国土利用計画法違反となり、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。  
(1)届出が必要であるにもかかわらず、契約締結後2週間以内に届出をしなかった場合  
(2)届出について虚偽の届出をした場合

▼問い合わせ 建設企業課  
☎385-2111

消費税は、消費者が負担している税です。納期限までにきちんと納付しましょう。